

最新判決情報

2024 年

[2 月裁判所 HP 公開分]

●テープカートリッジ立体商標事件

知財高裁 令和 6 年 1 月 30 日		
令和 5(行ケ)10076 審決取消請求事件		
当事者	原告: ㈱キングジム 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標の形状は客観的に見て、商品の機能又は美感に資することを目的として採用されたものであり、かつ、本願商標の需要者であるオフィス用品、事務用品を購入する一般の消費者において、同種商品等について機能又は美感に資することを目的とする形状の選択であると予測し得る範囲のものであるため、これは商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなるものと判断された。 また、本願指定商品はラベルプリンターの消耗品であるが、これのみを扱った広告宣伝がされたと認めるに足る証拠はないなどとされ、使用を通じた識別力獲得(3 条 2 項)も認められなかった。
対象商標	本願商標(立体商標)  第 16 類「ラベルプリンター用テープカートリッジ」	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号)	コメント: 商品自体の形状に係る立体商標の登録は、相変わらず難しいようである。

●美容医局事件

知財高裁 令和 6 年 2 月 5 日		
令和 5(行ケ)10050 審決取消請求事件		
当事者	原告: X 被告: ㈱エスエス・キャリア	判決要旨: 被告による本件サービス(美容外科・美容皮膚科専門の有料職業紹介事業)は、遅くとも令和 2 年頃までには美容外科及び美容皮膚科に転職しようとする医師らに多く利用されるサービスとなっており、これを表す引用商標も本件商標の出願時(令和 2 年 7 月 31 日)及び登録査定時(同 3 年 6 月 2 日)において広く認識されていたとして、本件商標は 4 条 1 項 10 号に該当すると判断された。 また、原告は被告が使用する引用商標が本件サービスを表すものとして周知であることを知りながら、それが未登録であったことを奇貨として本件商標の登録出願をしたことが明らかであるなどとして、本件商標登録は出願経過に照らし著しく社会的妥当性を欠く(同 7 号)と判断された。
対象商標	本件商標 「美容医局」(標準文字) 第 35 類「職業のあっせん、求人情報の提供」ほか 引用商標 	
結論	他人の周知商標に類似(商標法 4 条 1 項 10 号) 公序良俗違反(同 7 号)	

●プレジャー/Pleasure 事件

知財高裁 令和 6 年 1 月 30 日		
令和 5(行ケ)10018 審決取消請求事件		
当事者	原告:株式会社オグラ 被告:エム-イクスペリメント リミテッド ライアビリティ カンパニー	判決要旨: 特許庁の不使用取消審判の段階において、被請求人(原告)が商標使用の事実を主張立証しなかったため、取消審決がなされたが、その審決取消訴訟(本件)において、当該主張立証がなされ、結果的に指定商品に含まれる眼鏡用フレームについて、社会通念上同一と認められる商標の使用が認められ、審決が取消された。
対象商標	本件商標 プレジャー Pleasure	
結論	使用あり(商標法 50 条 2 項)	コメント: 平成 3 年最高裁判決((最高裁昭和 63 年(行ツ)第 37 号平成 3 年 4 月 23 日第三小法廷判決・民集 45 卷 4 号 538 頁)の趣旨に沿うものである。 また、出訴期間に関する訴えの適法性も争われたが、期間内に訴状を知財高裁の夜間ポストに投函したとして、法定期間内に訴えを提起したことが認められた。

●仙脩事件

東京地裁 令和 6 年 1 月 17 日		
令和 4(ワ)16062 損害賠償等請求事件		
当事者	原告:株式会社イワセ薬品 被告:御所薬舗(株)	判決要旨: 原告は「薬剤」に係る商標権を有する一方、被告は被告標章を使用して医薬品を販売していたところ、商標の類否などが争点とされた。「脩」「修」の字は異なるものの、いずれも「仙脩」「仙修」の文字を有しており、被告標章 1~3 は原告の本件商標と類似とされたが、被告標章 4 は外観上分離されない一連のものであるとして非類似とされた。その上で、商標権侵害として原告の請求が一部認容された。 被告は先使用权なども主張したが、被告の使用態様によっては周知性は認められないとされた。
対象商標	本件商標 仙 脩 第 5 類「薬剤」 被告標章 1.「仙修」 2.「仙修六神丸」 3.「 御所 仙修」 4.「御所仙修」	コメント 被告標章 2 にある「六神丸」は、古くからある漢方薬のひとつのことで、この部分は出所識別力を有さないともされている。
結論	侵害・一部認容(商標法 38 条 1 項)	

●お年賀マスク事件

東京地裁 令和 6 年 1 月 26 日		
令和 3(ワ)16043 損害賠償等請求事件		
当事者	原告：(株)パウト 被告：サムライワークス(株)	判決要旨： 従来新年の贈答品としてマスクを渡すことは余りなく、令和 2 年の半ばから令和 3 年にかけて「お年賀マスク」との語が使われた場合、それは新しい語であるとの印象を与えるものであった、被告標章は被告商品の包装箱においてかなり目立つように記載されている、などを理由に、令和 2 年 8 月から令和 3 年 1 月頃、被告商品の包装箱における被告標章が需要者に何人かの業務に係る商品であることが認識できる態様により使用されていない商標であったとは認められないと判断された。また、商品の用途として普通に用いられる方法とも認められないなどとして、商標権の効力が及ばない旨の主張には理由がないとされた。 その上で、原告商品は法人がそのノベルティ商品として購入するものであるのに対し、被告商品は基本的には一般の消費者が購入するといえ、その市場は異なる部分が非常に大きいなどとして、原告は被告商品の販売数量の 95%について販売することができたとはいえず、被告が得られた限界利益のうち原告の損害との相当因果関係のあるものは 5%が相当とされた。また、商標法 38 条 2 項による推定が覆滅される場合であっても、当該推定覆滅部分について商標権者が使用許諾をすることができたと認められるときは、同条 3 項の適用が認められると解されるとして、最終的に原告の使用機会の喪失による得べかりし利益は対象となる商品の売上高の 5%は下回らないとされ、これらの合計が損害額とされた。
対象 商標	本件商標 「お年賀マスク」 (標準文字) 第 5 類「衛生マスク」 被告標章 	
結論	侵害・一部認容(商標法 38 条 2・3 項)	コメント コロナ禍の中で、商標的使用にあたらなとの 26 条関係の主張がなされたが、原告の本件商標は平成 22 年に登録されたものであった。

●十字図形控訴事件

知財高裁 令和 5 年 12 月 20 日		
令和 5(ネ)10070 損害賠償等請求控訴、同附帯控訴事件		
当事者	控訴人・附帯被控訴人：TRAVELPLUS INTERNATIONAL(株) 被控訴人・附帯控訴人：(株)ウヰンガー イスアー	判決要旨： かばん製品に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すると、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがある、などとして原告の請求が一部認容された原審と同旨の判断がなされた。
対象 商標	本件商標  控訴人標章 1.  2.  3. 	コメント 本サイト 2023 年 6 月分掲載事件の控訴審判決である。
結論	侵害・一部認容(商標法 38 条 3 項等)	